

## 国立大学法人島根大学情報の伝達に関するマニュアル

(平成30年3月20日学長決裁)

(平成30年11月22日最終改正)

### 第1 趣旨

このマニュアルは、国立大学法人島根大学業務方法書（平成16年5月24日文科科学大臣認可）第6条の規定に基づき、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における情報の伝達について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 情報の伝達 本学に必要な情報が構成員相互に正しく伝えられることをいう。
- 二 構成員 本学の役職員及び学生をいう。
- 三 管理者 教職員の場合は所属部局（教員にあつては担当部局）の上司、学生の場合は所属部局の教職員をいう。
- 四 情報システム 手作業によるか機械化された情報システムによるかにかかわらず、情報を伝達するための仕組みをいう。
- 五 インシデント 迅速な対応が要求され、対応しない場合は被害が拡大することが予測できる事態をいう。
- 六 法定会議 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議をいう。

### 第3 基本方針

- 1 本学は、学長の経営方針及び意思決定の内容その他重要な情報を、構成員に適時かつ適切に伝達する。
- 2 構成員は、次の各号に掲げる内部統制に関する情報を役員及び学内の適切な管理者に適時かつ適切に伝達する。
  - 一 国立大学法人島根大学リスク管理規則（平成27年島大規則第20号）第2条に定めるリスクの発生
  - 二 国立大学法人島根大学危機管理規則（平成30年島大規則第30号）第2条に定める危機の発生
  - 三 国立大学法人島根大学コンプライアンスの推進に関する規則（平成30年島大規則第28号。以下「コンプライアンス推進規則」という。）第2条に定めるコンプライアンス事案に関する情報
  - 四 その他必要な情報
- 3 本学は、前2項を達成するために情報システムを整備し、有効に活用するよう努める。

#### 第4 学長からの意思の伝達体制

- 1 学長の経営方針及び意思決定の内容その他の重要な情報については、法定会議等の審議内容及び審議結果を電子メール、ホームページ等で伝達することによって行うものとする。
- 2 前項の伝達を行う者は、その内容が構成員に正しく理解され、情報を必要とする構成員に共有されるよう努める。

#### 第5 構成員からの情報の伝達の留意点

構成員は、内部統制に関する情報の伝達にあたって、次の各号に掲げる点に留意する。

- 一 とりあえず第一報すること。（速報が大原則であり、不十分な内容でも構わない。）
- 二 悪い話ほど早く報告すること。（悪い話のときこそ早急な対応が求められる。）
- 三 迷ったら積極的に報告すること。（軽微かどうかの判断は上司及び役員が行う。）

#### 第6 インシデント発生時の報告体制

- 1 構成員は、インシデントの発生を把握した場合は、ただちに学内の適切な管理者に報告する。
- 2 別紙第1「第一報」の伝達経路
  - 一 前項で報告を受けた管理者又はインシデントの発生を把握した教職員は、ただちに事務を所掌する課長又は事務長に第一報を行う。
  - 二 当該課長又は事務長は、部長及び担当理事・副学長又は学部長に報告するとともに、総務部総務課長へ第一報を行う。
  - 三 総務部総務課長は、学長、国立大学法人島根大学内部統制システム運用規則（平成27年島大規則第19号）第3条に定める内部統制統括責任者及び監事に第一報を行う。
- 3 別紙第1「第二報」以降の伝達経路  
前項の事務を所掌する課長又は事務長は、リスク管理、危機管理及びコンプライアンスの推進の面から、速やかに調査及び必要に応じて是正措置等を行い、その結果を適宜学長（秘書室）、内部統制統括責任者、監事及び総務部総務課長に文書（別紙第2）で報告する。

#### 第7 コンプライアンス事案の報告・通報体制

構成員は、コンプライアンス事案を把握した場合は、コンプライアンス推進規則第9条に基づき報告又は通報を行うものとする。

#### 第8 事務

このマニュアルに関する事務は、関係する部局等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

附 則

このマニュアルは、平成30年3月20日から施行する。

附 則（平成30年11月22日一部改正）

このマニュアルは、平成30年11月22日から施行する。